

軽自動車などの 登録手続はお早めに

平成30年度の軽自動車税は4月1日現在で登録されている車両の所有者に課税されます。次のような場合は3月中に手続を済ませてください。

○手続が必要な場合

所有者が変わった	↓	「移転登録」が必要です
廃車した	↓	「抹消登録」されていないと、税の取り扱い上では廃車扱いになりません
所有者の住所や氏名が登録時と変わった	↓	「変更登録」が必要です

○各手続の申請先

乗り物の種類	申請先
オートバイ(125cc以下)	困務課諸税証明係(☎内線1063)
農耕用などの小型特殊自動車	困住民福祉課税務係(☎内線2122)
オートバイ(125cc超250cc以下)	群馬県自動車整備振興会(☎027-261-0221)
オートバイ(250cc超)	関東運輸局群馬運輸支局(☎050-5540-2021)
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会群馬事務所(☎050-3816-3109)

○これらの手続を済ませないと

移転・抹消登録を3月中に済ませておかないと、今後も軽自動車税が課税され続けることになります。
また、変更登録をしないと、納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

自動車税については群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)にお問い合わせください。

問合せ▼困務課諸税証明係(☎内線1063)

困住民福祉課税務係(☎内線2122)

4月2日から固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の閲覧を行います

市では、土地や家屋などの「固定資産縦覧帳簿」の縦覧、「課税台帳」の閲覧を次のとおり行います。特に平成29年中に土地の所有権移転や地目変更、家屋の新増築や取り壊しなどをした人はご覧ください。

縦覧・閲覧場所▼困務課固定資産税係・困住民福祉課税務係
※路線価なども公開しています。

○固定資産縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間▼4月2日(月)～5月31日(木)

(土、日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

料金▼無料

縦覧できる人▼

- ① 納税者本人または同世帯の親族
- ② 委任を受けた人(委任状と免許証などを持参ください)
- ③ 納税管理人(免許証などを持参ください)

○課税台帳の閲覧

期間▼4月2日(月)～通年

(土、日曜日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

料金▼縦覧期間(4月2日～5月31日)以外は有料(300円)

縦覧できる人▼

- ① 固定資産の所有者本人または同世帯の親族
- ② 委任を受けた人(委任状と免許証などを持参ください)
- ③ 納税管理人(免許証などを持参ください)
- ④ 借地借家人(賃貸借契約書の写しと免許証などを持参ください)

問合せ▼困務課固定資産税係(☎内線1070)
困住民福祉課税務係(☎内線2122)

固定資産課税台帳に登録されている価格について不服(地税法432条1項)がある場合は、固定資産評価審査委員会に、審査の申出を行うことができます。

申出期間▼縦覧期間内または納税通知書を受け取った日の翌日から3カ月以内(地税法432条1項)(土、日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

問合せ▼困行政課行政係(☎内線1045)